

米ドル建 自由保険

(養老保険)



米ドル建養老保険(無配当)

- ・本商品の正式名称は「米ドル建養老保険」です。(「自由保険」とは住友生命の取扱における呼称です。)
- ・本商品はソニー生命のライフプランナー及び代理店が販売する「米ドル建養老保険」と同一商品です。



未来の安心と資産形成に
「米ドル」という視点をプラス

商品パンフレット兼 重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報) 契約締結前交付書面

お申し込みにあたって、生命保険募集人から、右記の点について口頭でご説明いたします。

- ①商品パンフレット兼重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- ②保険金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分は特に重要ですので、必ずお読みください。
- ③現在ご加入中の生命保険契約の解約・減額を前提として本商品のお申し込みを検討されている場合、お客さまにとって不利益となる可能性があることが記載されていますので、必ずご確認ください。

⚠️ この商品はソニー生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。また、この商品は指定通貨建(外貨建)であり、為替リスクがあります。

[引受保険会社]



[募集代理店]

あなたの未来を強くする



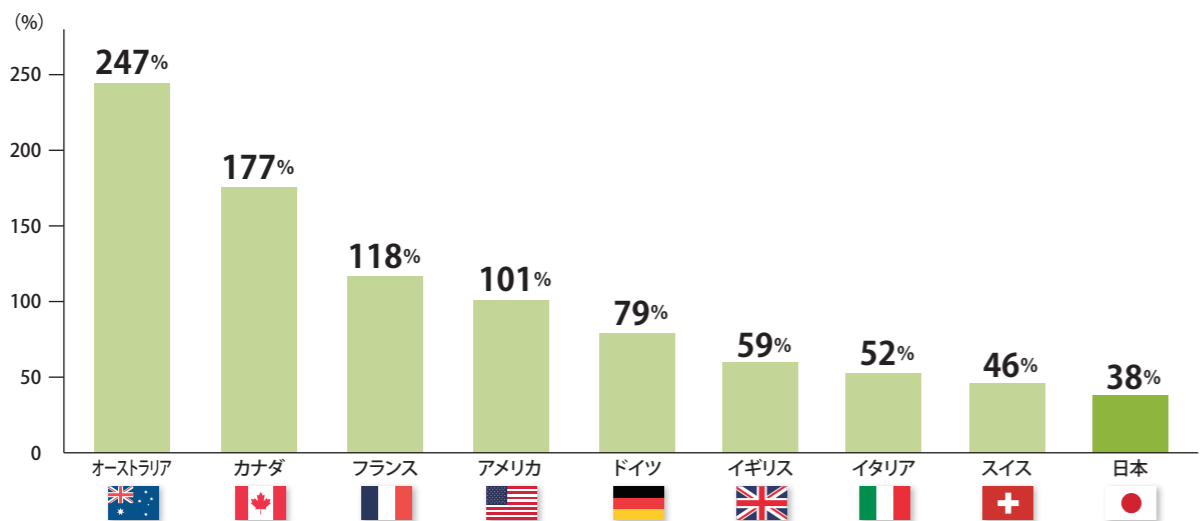
外貨について
知っておきたい
4つのこと



外貨はますます身近に

日本の食料自給率は、

諸外国と比較すると低い水準にあるってご存知ですか？



出 農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省が東京大学デジタルオペザバトリ研究推進機構と連携して試算(スイスについては政府公表値)

※ 2022年(暦年)の数値をカロリーベースで掲載(日本のみ2024年(年度))

※ 畜産物及び加工品については、輸入飼料及び輸入原料を考慮して計算

身近な食材も実は輸入に頼っています

たとえば、
こんな食材を
海外から
輸入しています。



● 食料の品目別輸入率

その他*1 輸入量

牛肉 60.2%

479,000t 724,000t

魚介類 57.9%

2,699,000t 3,713,000t

小麦 82.0%

1,171,000t 5,331,000t

大豆 86.2%

496,000t 3,093,000t

出 農林水産省「食料需給表」(2024年度)

品目別輸入率は、輸入量/国内消費仕向量*2にて算出

※1 その他=国内生産量-輸出量-在庫の増加量(または+在庫の減少量)

※2 国内消費仕向量=国内生産量+輸入量-輸出量-在庫の増加量(または+在庫の減少量)

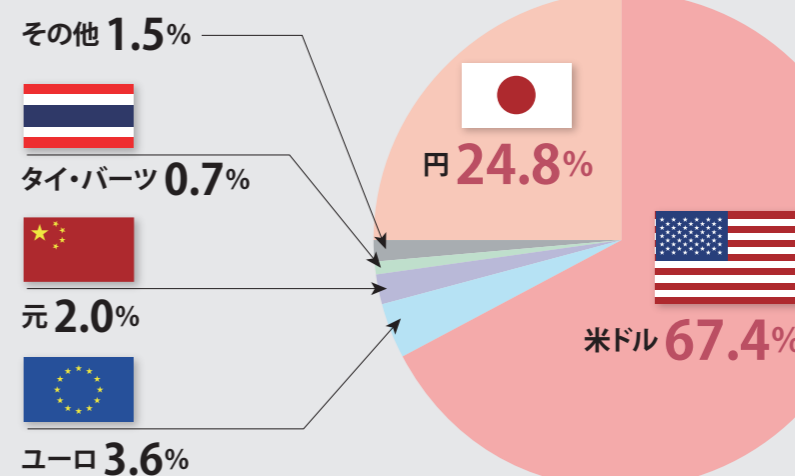
食材を買うための通貨も外国のもの

日本への輸入取引の際に使用されている通貨は、実はほとんどが外貨。

円で決済される比率はわずか4分の1ほどなんです。

食材だけに限らず、私たちの身のまわりのものも、外貨で取引して輸入されたものがたくさんあります。

● 貿易取引通貨別比率(日本への輸入) ●



外貨は
さまざまな
輸入品の値段に
影響しています。



出 財務省「貿易取引通貨別比率」(2025年下半期)

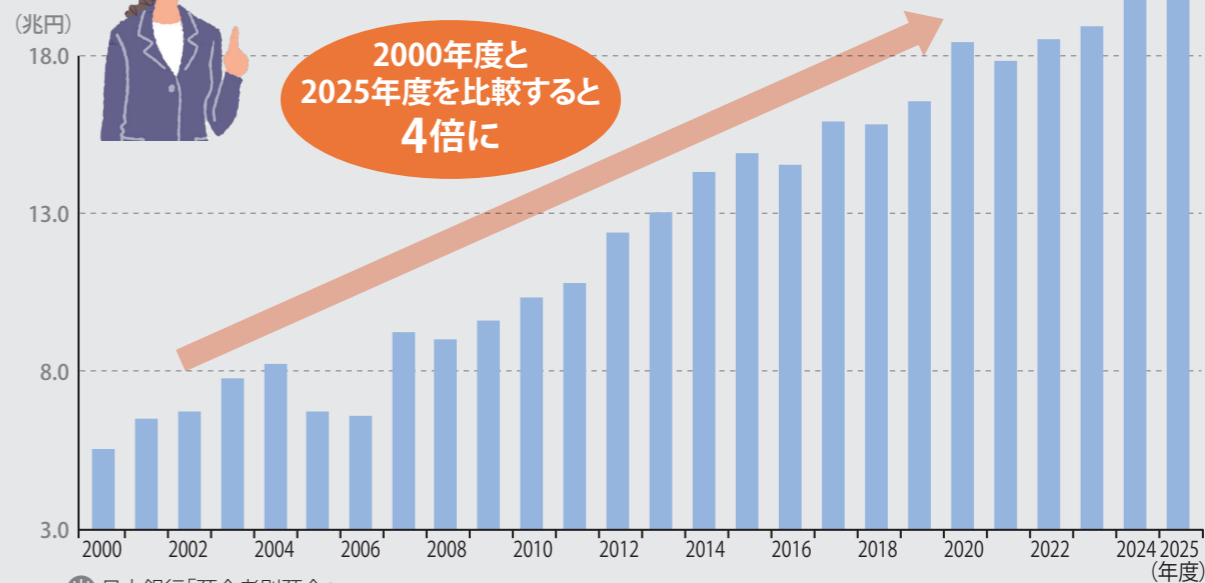
外貨預金額は増加傾向

国内銀行における個人・一般法人の外貨預金額は25年で約4倍と増加傾向にあります。

外貨を持つ
人って増えて
います。



● 国内銀行における個人・一般法人の外貨預金額推移 ●



2000年度と
2025年度を比較すると
4倍に

出 日本銀行「預金者別預金」

⚠ 当該データは「外貨預金額」の推移を示すものであり、生命保険に関するデータではございません。

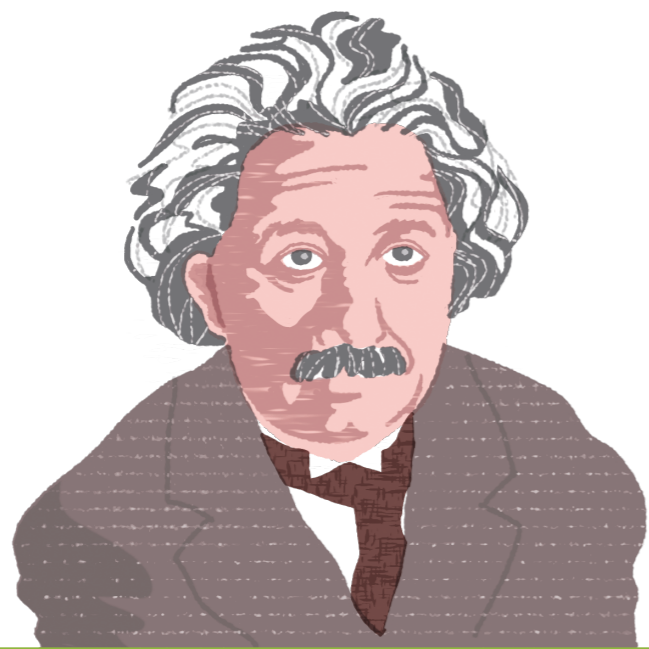


金利のチカラ

かの有名な物理学者

アインシュタインは言いました。

“人類最大の発明は「複利」である”



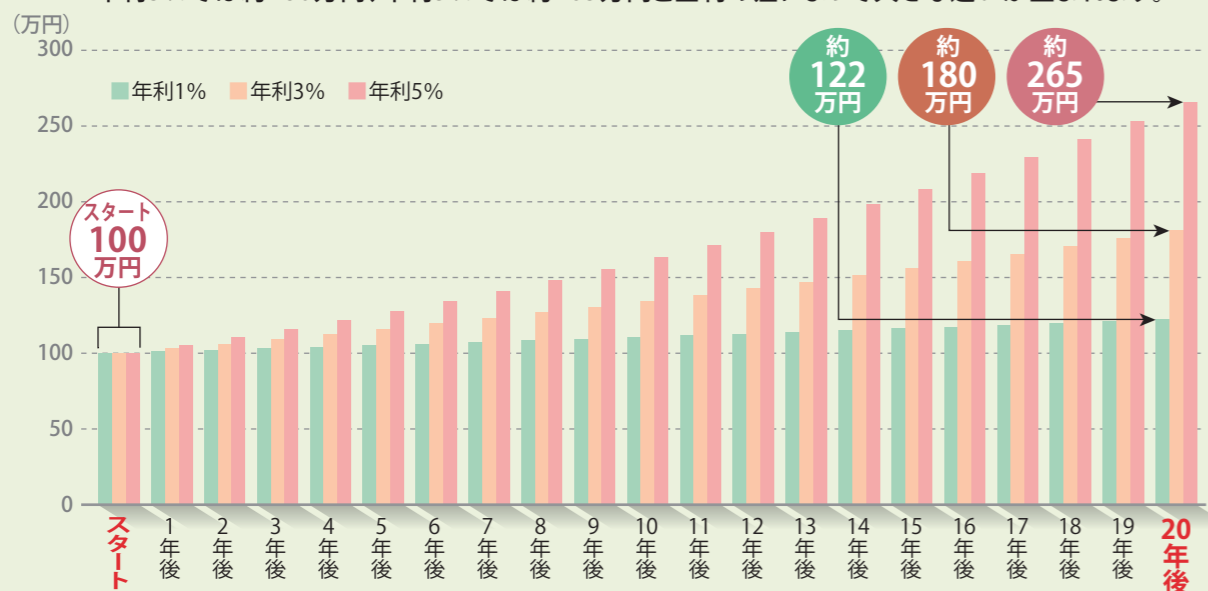
金利のチカラって
すごいんですね。



微差が大差になるのが金利のチカラ

100万円を年利1%で複利運用すると20年後に約122万円になります。

年利3%では約180万円、年利5%では約265万円と金利の差によって大きな違いが生まれます。



⚠ 当該データは預貯金等の金利による差を示すものであり、生命保険における払込保険料に対する運用利回りを示すものではありません。

たとえ1%でも大きな違いに

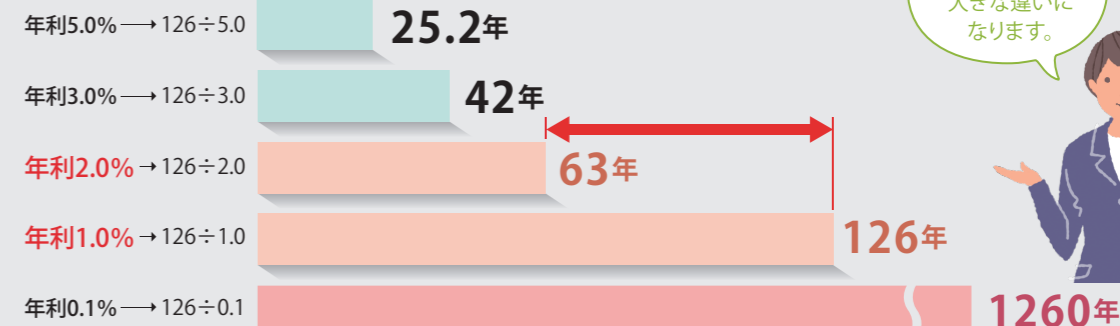
積立投資の元本が約2倍になるまでに必要な年数を求められる「126の法則」をご存知でしょうか。

年利1%と年利2%を比べてみると、その差はわずか1%ですが、

元本が2倍になるまでにかかる期間には大きな違いがでることがわかります。

「126の法則」で、積立投資の元本が約2倍になるまでに必要な年数を計算

計算式 $126 \div \text{年利}$ 例 年利3.0%で運用すると、 $126 \div 3.0 = \text{約}42\text{年}$



たった1%の
金利の差が
大きな違いに
なります。



⚠ 当該データは預貯金等の金利による差を示すものであり、生命保険における払込保険料に対する運用利回りを示すものではありません。

米国の金利に目を向けてみませんか？

金利のチカラが大きいとわかってても、低金利が続く日本では…。

日本円に比べて相対的に高い利率で推移している米国に目を向けてみることも、

資産運用のポイントです。



Ⓢ Bloomberg L.P.

※ 上記グラフは過去の実績であり、将来を約束するものではありません。2026年1月までの数値を反映。

⚠ 当該データは過去の10年国債の利回りを示すものであり、生命保険における払込保険料に対する運用利回りを示すものではありません。



変化する為替相場

円高?円安?

海外旅行でお買い物をするとき、
安く買えるのはどっち?



円高・円安

他国の通貨と自国の通貨を交換することを「為替」といい、交換する際の比率を「為替レート」といいます。

この為替レートの動きを「円高」や「円安」と呼んでいます。



「円高・ドル安」になると、米ドルで取引しているモノが安く買えます。

海外旅行はもちろん、海外からの輸入品も安くなりますよ!



1米ドル=100円の時
10米ドルのTシャツは
1,000円で買えます。



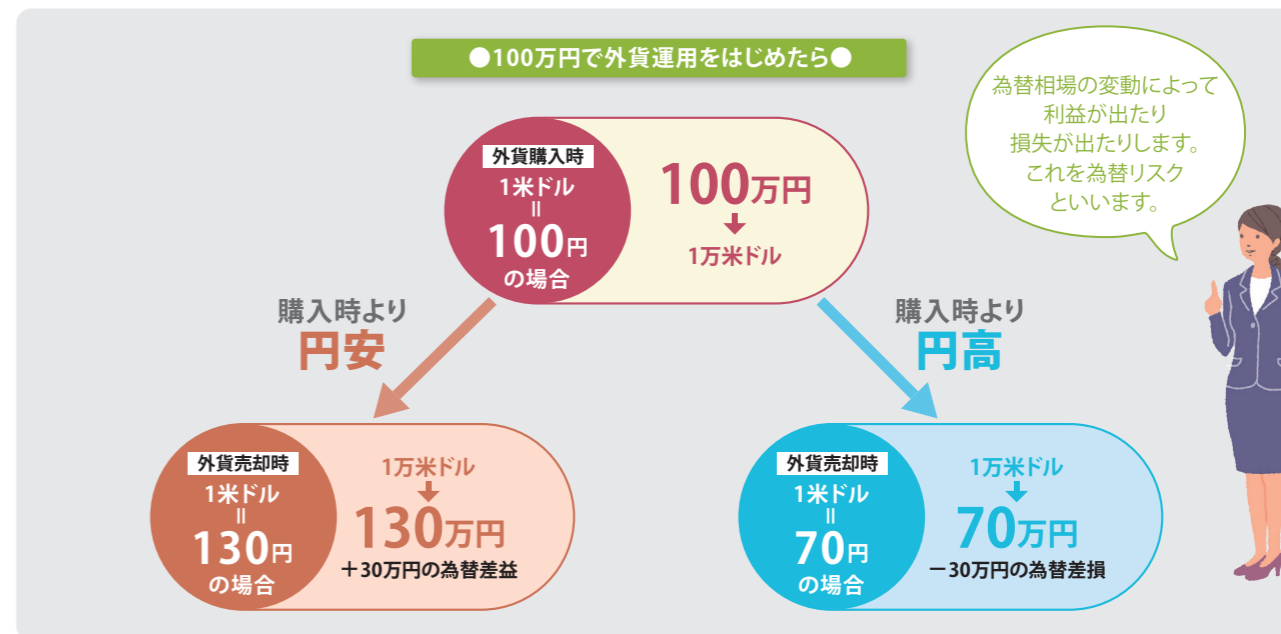
1米ドル=70円になったら
10米ドルのTシャツは
700円で買えます。

同じ10米ドルのTシャツが
円では300円(=1,000円-700円)
安く買えるようになりました。

これは、円に対する米ドルの価値が下がった(=円の価値が上がった)ためです。
これを「円高・ドル安」といいます。

「為替リスク」を理解する

外貨で運用を考える際には、為替相場の変動による「為替リスク」を理解しておくことが必須です。
外貨を購入したときよりも、外貨を売却するときに「円安」であれば利益(為替差益)が出る反面、
「円高」になった場合には損失(為替差損)が出ます。



為替レートは刻々と変化している

為替レートには、金利差や経済、政治情勢などさまざまな要因が影響を与えます。
これらの要因が複雑にからみ合って、為替レートは刻々と変化しているのです。

●為替レートの推移●



出 三菱UFJ銀行TTM Bloomberg L.P.

※ 上記グラフは過去の実績であり、将来を約束するものではありません。2026年1月までの数値を反映。

大切な資産を守るリスク分散

経済のグローバル化で世界情勢が家計にも影響する時代。
資産は「円」だけで大丈夫？



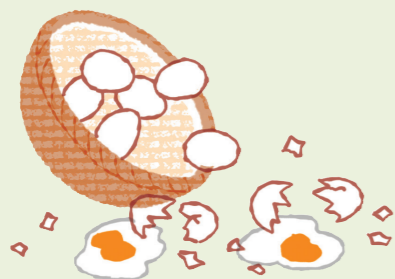
外貨の保有には
円の「もしも」に
備えるという効果も
あるんです。



すべての卵をひとつのカゴに盛るな

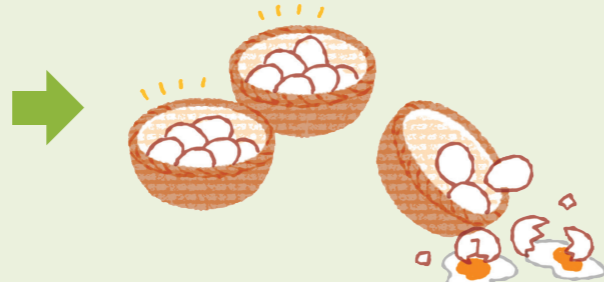
すべての卵をひとつのカゴに盛っていると、カゴを落としたときにすべての卵が割れてしまうおそれがあります。
同じように資産もひとつの金融商品だけで保有していると、大きな損失が発生する可能性があります。
「すべての卵をひとつのカゴに盛るな」長い目で着実に運用を続けていくには忘れてはならない格言です。

ひとつの資産だけで保有!



ひとつのカゴに盛っていると、
カゴを落としてしまったとき、
すべての卵が割れてしまう

複数の資産に分散して保有!



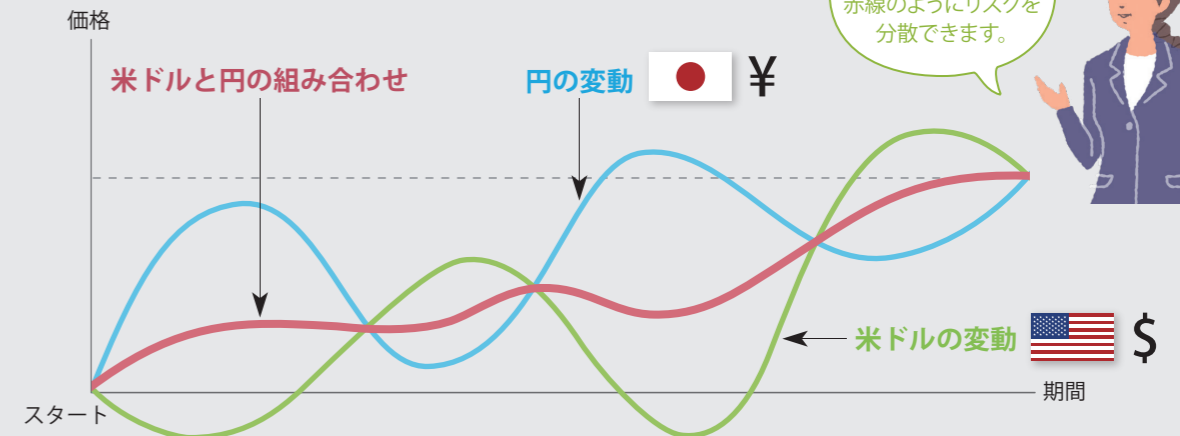
カゴを分けて卵を盛れば
ひとつのカゴを落としてしまっても
ほかのカゴの卵は割れない

なにに分散すればいい?

資産分散 ~複数の資産に分散する~

米ドルと円、複数の通貨を保有することで、経済状況などによる通貨価値の変動リスクを抑える効果が期待できます。

●イメージ図(複数の通貨を保有した場合)



円の資産が上がり、米ドルの資産が下がった場合、
米ドルの資産と円の資産を組み合わせた価格変動は緩やかになります。

円安時の物価上昇に備える

日本は石油などのエネルギーや、小麦などの生活に欠かすことのできない多くのモノを海外からの輸入に頼っています。
このため、もし将来円安になると、いろいろなモノの値段が上がる可能性があります。
資産の一部を外貨建てで保有していれば、その分は円安による為替差益を得られますので、
生活への圧迫を和らげる効果が期待できます。

●主な日本の自給率●



出 農林水産省「食料需給表」(2024年度) ※大豆、肉類(捕鯨を除く、飼料自給率を考慮)、小麦(いずれも重量ベース)
経済産業省「エネルギー動向」(2025年6月度)
※原油:【第13-1-2】国産と輸入原油供給量の推移 輸入比率2023年度数値より計算
※天然ガス:【第13-1-9】天然ガスの国産、輸入別の供給量 輸入比率2023年度数値より計算

ソニー生命の外貨建保険

米ドル建 自由保険 (養老保険)

保障と貯蓄を

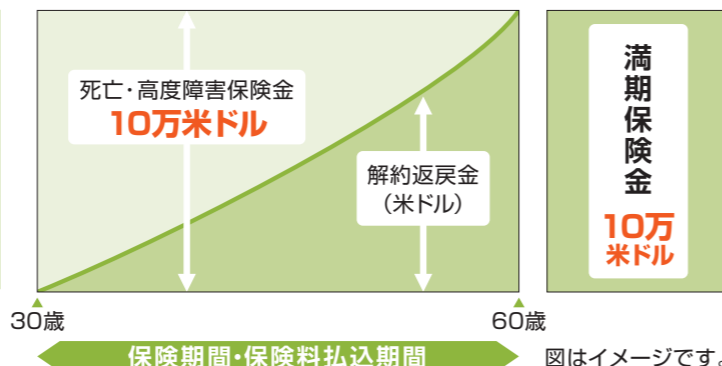
米ドルでご準備いただけます。

ソニー生命の外貨建保険 W 米ドル建自由保険(養老保険)は、
保険業法300条の2において準用される金融商品
取引法の対象となる保険商品です。

・本商品の正式名称は「米ドル建養老保険」です。(「自由保険」とは住友生命の取扱における呼称です。)
・本商品はソニー生命のライフプランナー及び代理店が販売する「米ドル建養老保険」と同一商品です。

ご契約例

商 品 名	米ドル建養老保険(無配当)
被 保 険 者	男性 30歳
保 険 期 間	30年満期
保 険 料 払 込 期 間	30年
保 険 金 額	10万米ドル
月 払 保 険 料 (個 別 扱)	226.00米ドル



保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする保険金	お支払い事由	お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になったとき	被保険者(保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は原則、保険契約者)
満期保険金	保険期間満了時まで生存していたとき	満期保険金受取人

※いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。

■月払保険料(個別扱) ※円換算払込特約を付加

・米ドル建の保険料を円に換算した金額をお支払いいただきます(保険料の払込方法が全期前納の場合には、米ドルで保険料を払い込むこともできます)。
・為替相場の変動の影響を受けますので、保険料の円換算額は毎回変動(増減)します。
・保険料の高額割引制度があります。保険金額が所定の額以上の場合、保険料が割引になります。

ご契約例 保険期間 30年満期 保険料払込期間 30年 保険金額 10万米ドル 払方 月払(個別扱)

男性

加入年齢	米ドル建 保険料	円換算保険料		
		ソニー生命所定の為替レート		
		70円	100円	130円
20歳	221.70米ドル	15,519円	22,170円	28,821円
25歳	223.10米ドル	15,617円	22,310円	29,003円
30歳	226.00米ドル	15,820円	22,600円	29,380円
35歳	231.00米ドル	16,170円	23,100円	30,030円
40歳	239.00米ドル	16,730円	23,900円	31,070円
45歳	251.90米ドル	17,633円	25,190円	32,747円
50歳	272.60米ドル	19,082円	27,260円	35,438円

女性

加入年齢	米ドル建 保険料	円換算保険料		
		ソニー生命所定の為替レート		
		70円	100円	130円
20歳	219.10米ドル	15,337円	21,910円	28,483円
25歳	220.30米ドル	15,421円	22,030円	28,639円
30歳	222.10米ドル	15,547円	22,210円	28,873円
35歳	224.60米ドル	15,722円	22,460円	29,198円
40歳	228.20米ドル	15,974円	22,820円	29,666円
45歳	233.70米ドル	16,359円	23,370円	30,381円
50歳	242.30米ドル	16,961円	24,230円	31,499円

上記のソニー生命所定の為替レートは、上限または下限を示すものではありません。したがって、為替レートが70円を下まわることも、130円を上まわることもあります。

■解約・満期返戻率表

ご契約例 保険期間 30年満期 保険料払込期間 30年 保険金額 10万米ドル 払方 月払(個別扱) (単位:米ドル)

男性

経過年数 ^{*1}	5		10		15		20		満期時	
	解約返戻金額 ^{*2} 払込保険料累計額 ^{*2}	解約返戻率 ^{*3}	解約返戻金額 払込保険料累計額	解約返戻率	解約返戻金額 払込保険料累計額	解約返戻率	解約返戻金額 払込保険料累計額	解約返戻率	満期保険金額 払込保険料累計額	満期返戻率 ^{*3}
20歳	10380.0	78.0%	24690.0	92.8%	39840.0	99.8%	57190.0	107.5%	100000.0	125.3%
	13302.0		26604.0		39906.0		53208.0		79812.0	
25歳	10470.0	78.2%	24830.0	92.7%	39980.0	99.6%	57280.0	107.0%	100000.0	124.5%
	13386.0		26772.0		40158.0		53544.0		80316.0	
30歳	10590.0	78.1%	25010.0	92.2%	40140.0	98.7%	57340.0	105.7%	100000.0	122.9%
	13560.0		27120.0		40680.0		54240.0		81360.0	
35歳	10720.0	77.3%	25200.0	90.9%	40280.0	96.9%	57350.0	103.4%	100000.0	120.3%
	13860.0		27720.0		41580.0		55440.0		83160.0	
40歳	10880.0	75.9%	25410.0	88.6%	40410.0	93.9%	57360.0	100.0%	100000.0	116.2%
	14340.0		28680.0		43020.0		57360.0		86040.0	
45歳	11090.0	73.4%	25720.0	85.1%	40710.0	89.8%	57570.0	95.2%	100000.0	110.3%
	15114.0		30228.0		45342.0		60456.0		90684.0	
50歳	11430.0	69.9%	26380.0	80.6%	41520.0	84.6%	57980.0	88.6%	100000.0	101.9%
	16356.0		32712.0		49068.0		65424.0		98136.0	

女性

経過年数 ^{*1}	5		10		15		20		満期時	
	解約返戻金額 ^{*2} 払込保険料累計額 ^{*2}	解約返戻率 ^{*3}	解約返戻金額 払込保険料累計額	解約返戻率	解約返戻金額 払込保険料累計額	解約返戻率	解約返戻金額 払込保険料累計額	解約返戻率	満期保険金額 払込保険料累計額	満期返戻率 ^{*3}
20歳	10490.0	79.8%	24820.0	94.4%	39960.0	101.3%	57280.0	108.9%	100000.0	126.8%
	13146.0		26292.0		39438.0		52584.0		78876.0	
25歳	10510.0	79.5%	24850.0	94.0%	39980.0	100.8%	57290.0	108.4%	100000.0	126.1%
	13218.0		26436.0		39654.0		52872.0		79308.0	
30歳	10530.0	79.0%	24880.0	93.4%	40010.0	100.1%	57280.0	107.5%	100000.0	125.1%
	13326.0		26652.0		39978.0		53304.0		79956.0	
35歳	10560.0	78.4%	24930.0	92.5%	40000.0	98.9%	57200.0	106.1%	100000.0	123.7%
	13476.0		26952.0		40428.0		53904.0		80856.0	
40歳	10600.0	77.4%	24950.0	91.1%	39950.0	97.3%	57140.0	104.3%	100000.0	121.7%
	13692.0		27384.0		41076.0		54768.0		82152.0	
45歳	10630.0	75.8%	24950.0	89.0%	40010.0	95.1%	57190.0	102.0%	100000.0	118.9%
	14022.0		28044.0		42066.0		56088.0		84132.0	
50歳	10700.0	73.6%	25240.0	86.8%	40390.0	92.6%	57440.0	98.8%	100000.0	114.6%
	14538.0		29076.0		43614.0		58152.0		87228.0	

*1 経過年数は契約日から起算した年数のことを表します。

*2 経過年数の最終日の金額を記載しています。

*3 解約返戻率は解約返戻金額(米ドル) ÷ 払込保険料累計額(米ドル) × 100(小数第2位切捨)で計算、
満期返戻率は満期保険金額(米ドル) ÷ 払込保険料累計額(米ドル) × 100(小数第2位切捨)で計算していますので為替手数料は考慮されていません。

(注) 満期・解約返戻率ともに、米ドル建であり、為替の変動を受けるため、円建の返戻率とは異なります。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。この保険は、外貨建保険販売資格をもった担当者がお取り扱いします。
- 担当者は、お客さまとソニー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してソニー生命が承諾したときに有効に成立します。
- 担当がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。



お客さまにご負担いただく諸費用と為替相場の変動による影響についてご説明します。

■諸費用

保険関係費用 保険契約の締結・維持および保障に必要な費用	<p>【保険料払込期間中】 保険料をお払い込みいただいた際には、保険料から保険契約の締結・維持や死亡保障などに要する費用を毎回控除します。ただし、これらの費用が保険料よりも大きい場合には、保険料および責任準備金からこれらの費用を控除します。</p> <p>【保険料払込期間満了後】 保険契約の維持・死亡保障などに要する費用を責任準備金から控除します。</p> <p>【解約・減額時】 保険料払込年月数が10年未満で解約・減額される場合、所定の金額(解約控除費用)を責任準備金から控除します。ただし、保険料の払込期間が終了している場合、解約控除費用は発生しません。</p> <p>【払済保険・延長保険への変更時】 保険料払込年月数が10年未満で払済保険・延長保険へ変更される場合、所定の金額(解約控除費用)を責任準備金から控除します。</p>
ミドルの取扱にかかる費用	<p>【円で保険料をお払い込みいただく場合や円で保険金、解約返戻金等をお受け取りになる場合】 使用するソニー生命所定の為替レートには、各々、為替手数料(1米ドルにつき0.01円)*が含まれます。 ※為替手数料は、2026年7月現在の金額であり、将来変更する可能性があります。</p> <p>【米ドルで保険料をお払い込みいただく場合や米ドルで保険金、解約返戻金等をお受け取りになる場合】 ご利用される金融機関により、各種手数料が必要となる場合があります。各種手数料の金額やお支払い等について、詳しくはご利用の金融機関にご確認ください。</p>

■為替相場の変動による影響

米ドル建終身保険は、円でお取り扱いする場合、為替リスクがあります。保険料を円で払い込む場合や、保険金・解約返戻金等を円で受け取る場合は、為替相場の変動によりその金額が変動(増減)します。この保険に関する為替リスクは保険契約者または受取人に帰属します。

「為替リスクと手数料」解説動画▶

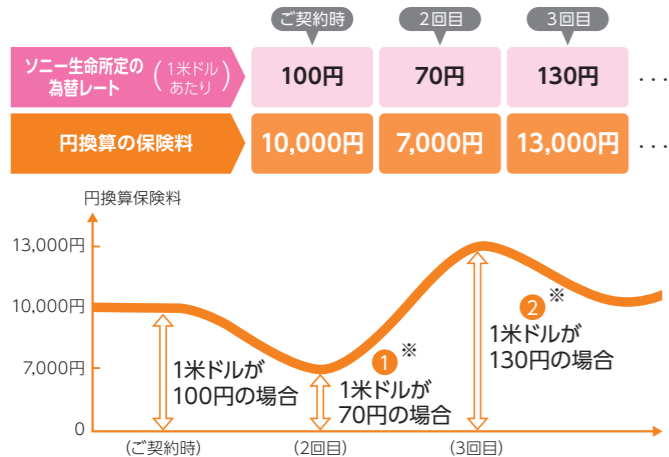


■保険料のお払い込みについて

⚠️ お払い込みいただく保険料は為替相場の変動の影響を受け毎回変動(増減)します。

※下記のソニー生命所定の為替レートは、上限または下限を示すものではありません。したがって、為替レートが70円を下まわることも、130円を上まわることもあります。

【例】月払保険料:100米ドルの場合



ご契約時より

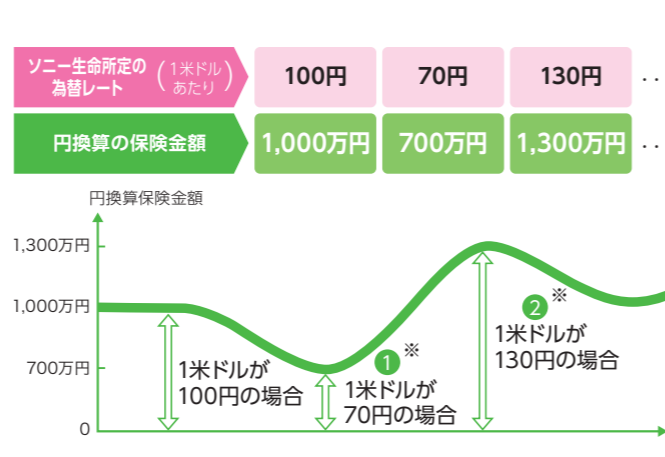
- ① 円高になると円換算の保険料が**減少**します。
- ② 円安になると円換算の保険料が**増加**します。

■保険金、解約返戻金等のお受け取りについて

⚠️ 円で保険金、解約返戻金等をお受け取りになる場合、お受け取りいただくタイミングによって金額が異なります。

※下記のソニー生命所定の為替レートは、上限または下限を示すものではありません。したがって、為替レートが70円を下まわることも、130円を上まわることもあります。

【例】保険金額:10万米ドルの場合



受取時に

- ① 契約時と比較して円高になっていると円換算の保険金、解約返戻金等が**減少**します。
- ② 契約時と比較して円安になっていると円換算の保険金、解約返戻金等が**増加**します。



保険には様々な機能があります。

年金でのお受け取り

5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取る*ことができます。

*年金は円でのお受け取りになります。

■この制度のご利用にあたっては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

ニーズの変化などにより資金が必要になった場合

●契約者貸付

一時的に資金が必要なおきなどに、解約返戻金額のソニー生命所定の範囲内で貸付を受けることができます。契約者貸付金を円で受け取る場合や、契約者貸付金の元利金をご返済*いただく場合は、為替相場の変動により、契約者貸付金やご返済いただく契約者貸付金の元利金が増減(増減)します。

*ご返済は円のみのお取り扱いとなります。

●解約

ニーズの変化など、やむを得ない事由により解約された場合、所定の解約返戻金が支払われます。解約をすると以後の保障はなくなります。

●減額

保険金額を減額(ソニー生命所定の範囲内)することで、お払い込みいただく保険料を引き下げることができます。減額により所定の解約返戻金がある場合お支払いします。

●保険料の自動振替貸付

保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、解約返戻金額の範囲内で、ソニー生命が自動的に保険料をお立て替えします。あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合は適用されません。為替相場の変動により、ご返済*いただく貸付金の元利金が増減(増減)します。

*ご返済は円のみのお取り扱いとなります。

■制度のご利用にあたっては、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

保険料の払込が困難になったとき

●払済保険への変更

以後の保険料の払込を中止して、変更時の解約返戻金をもとに新たな保険金額を定めた、保険料払込済の「米ドル建養老保険(無配当)」に変更することができます。保険金額は変更前より少額となりますが、保険期間は変更前と同じです。

●延長保険への変更

以後の保険料の払込を中止して、変更時の解約返戻金をもとに新たな保険期間を定めた、保険金の種類を同一とする保険料払込済の米ドル建の定期保険に変更することができます。保険金額は変更前と同一ですが、保険期間は一定となります。

ご契約内容をいつでも確認できます



保険だけでは解決できない問題も専門家がサポート

各サービスの詳細は「お客さまWEBサービス」でご案内しています。

お客さま WEB 保険金額、解約返戻金などの米ドルと円換算金額や返戻率などを確認できます。

「契約内容の照会」をクリック

口座振替保険料(円)が確定したら電子通知でお知らせします

円で受け取る場合の保険金額が確認できます

平均為替レートや実際にお払いいただいた保険料の累計額を確認できます

確認したいご契約の「変額/外貨積率更改詳細情報」をクリック

契約者名	大手町 太郎 様
保険種類	米ドル建終身保険15年払込済
証券番号	3315480557
計算基準日	20XX年XX月XX日
換算基準日	20XX年XX月XX日

米ドル	円
1,000,000.00 米ドル	100,000,000円

米ドル	円
1,000,000.00 米ドル	100,000,000円

米ドル	円
100,000.00 米ドル (平均為替レート 999.99円)	10,000,000円

為替レートチャート

過去の為替レートの推移をグラフ形式で確認できます。また、表示期間中の平均レートもご確認いただけます。



為替レート照会

当日および過去(1週間・1年)のソニー生命所定の為替レートをご確認いただけます。

レート	円換算払込特約・円払込外貨換算特約の当社所定の為替レート	円換算支払特約の当社所定の為替レート
1米ドル	153.16円	153.14円

「お客さまWEBサービス」にご登録いただいた場合、以下の通知物は、郵便に代わりEメールでお届けします。

- Sony Life Letter(通常版)
- 外国通貨建保険 保険料のご案内
- 契約者貸付金お支払いのご案内
- 貸付金利息繰入のご案内
- 契約者貸付金返済後のご案内
- 自動振替貸付金返済後のご案内

付帯サービス(ソニー生命の問題解決支援)

「健康」「医療」「介護」「暮らし」の4領域で各種サービスを提供



健康

▶人間ドック・各種検診の優待

選べる医療施設は1,700以上。WEBサイトからの予約・受診でポイントが貯まります。

▶Sleep Doc(スリープドック)優待

睡眠時無呼吸症候群のリスクを自宅で簡単に計測できるサービスをソニー生命優待価格で受けられます。



医療

▶AskDoctors アプリ登録者限定

医師からの回答が最短5分で! 医療や健康の悩みに複数の現役医師がお答えします。

▶健康相談デスク

日常の健康管理から子育て、介護まで相談できる「健康相談サービス」や、こころの悩みや不安を相談できる「こころの相談サービス」、専門医と相談できる「マイドクターサービス」を取り揃えています。



▶セカンドオピニオン優待

名医のセカンドオピニオンをソニー生命優待価格で受けられます。



介護

▶介護相談デスク

公的介護保険のご利用方法から日常の介護予防・介護ケアのお悩みまで幅広く対応いたします。

▶介護施設紹介

提携介護施設をご紹介します。



暮らし

▶専門家案内サービス

ご相談内容に適した専門家(弁護士、税理士、司法書士など)をご案内します。20分間の電話無料相談ができます。



各サービスの詳細は「お客さまWEBサービス」でご案内しています。


※法人契約の場合は、ご登録いただくことができません。あらかじめご了承ください。

「お客さまWEBサービス」ご登録方法


step 1 生命保険のお申し込み時

担当者の情報端末の申込画面で


1メールアドレスの入力。



2お客さまWEBサービスに「申し込む」をクリック。



3パスワード設定をしてください。



●ログインパスワードと手続パスワードを設定してください。

メールアドレスは正しく入力してください。迷惑メール設定などをお使いの方で、必要な場合は「@sonylife.co.jp」のドメイン指定受信を行ってください。

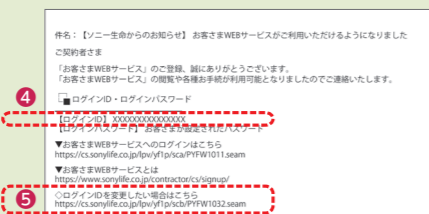
※ご登録のメールアドレスの@より前の部分と同じものはパスワードとして設定できません。

※姓・名(イニシャル)、生年月日などの類推しやすいパスワードは設定しないでください。

step 2 保険契約成立の翌日

保険契約の成立翌日、Eメールで「お客さまWEBサービス」の

4 [ログインID] を通知します。



●ログインIDのご案内メールを見逃さないようご注意ください。

5 「ログインIDを変更したい場合」のURLをクリックし、[ログインID] 変更ページにログイン。メールでお知らせした**4** IDとお申し込み時に登録した**3** パスワードでログインしてください。

step 3 [ログインID]の変更・登録

利用しやすく忘れにくい [ログインID] に、変更してください。

●IDの登録に使用できるのは「半角英数字6～50文字」となります。

「お客さまWEBサービス」登録完了!

生命保険お申し込み時にWEB登録をしなかった場合
または
書面でお手続をした場合

「WEBサービス登録番号ハガキ」を生命保険証券発行の約2週間後に郵送でお届けします。
ハガキの案内に従ってソニー生命の公式ホームページから新規登録してください。

「ソニー生命 アプリ」ご登録方法

step 1 アプリをインストール

A Bのいずれかでアプリをダウンロードして、スマートフォンにインストールしてください。

A スマートフォンで2次元コードを読み込む



Android
Google Play
で手に入れよう



iOS
App Store
からダウンロード

B アプリストアで「ソニー生命」と検索



step 2 IDとパスワードの設定

アプリを起動し、【新規登録】をタップ。



利用規約に同意してください。

「お客さまWEBサービス」のIDとパスワードを入力してください。



step 3 登録内容の確認

登録内容を確認して【登録】ボタンをタップしてください。



スマートフォンに生体認証機能があれば連携してください。




「ソニー生命 アプリ」登録完了!


ソニー生命の生命保険を既に ご契約いただいている場合のご登録方法

step 1 メールアドレスと、「WEBサービス登録番号」を用意してください。

step 2 ソニー生命のホームページの【ご契約者さま】▶【新規登録】ボタンをタップ。
www.sonymylife.co.jp/




step 3 画面に沿って必要事項を入力して、登録完了。



←スマートフォンからはこの2次元コードで「登録画面」に直接アクセスできます。

「WEBサービス登録番号」の確認方法

A ハガキで確認
ソニー生命のホームページから、【ご契約者さま】▶【新規登録】ボタンをクリック。「ハガキ請求フォーム」より請求。
※ご請求から1週間程度で到着します。



B 〈Sony Life Letter〉で確認
ご契約者さまのお誕生月の3カ月前にお届け。

※「WEBサービス登録番号」は担当者からご案内することはできません。あらかじめご了承ください。

「ソニー生命 アプリ」からラクラク! 簡単に! 「お客さまWEBサービス」にアクセスできます!

1 「ソニー生命 アプリ」にログイン



生体認証を使えばよりスムーズにログインできます。

2 【契約内容】【手続一覧】などをタップ



これらのボタンから「お客さまWEBサービス」にアクセス!

3 「お客さまWEBサービス」が使えます



契約内容の確認も各種お手続もラクラク利用できます。

「お客さまWEBサービス」と「ソニー生命 アプリ」、ぜひご登録いただきご活用ください!

重要事項説明書(契約概要)

契約締結前交付書面*

*「契約締結前交付書面」は、「重要事項説明書(契約概要)」と「重要事項説明書(注意喚起情報)」で構成しています。

- 『重要事項説明書(契約概要)』には、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- 『重要事項説明書(契約概要)』に記載しているお支払い事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。
お支払い事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますのでご確認ください。
また、個別の具体的な数値などについては、「パンフレット」、「設計書」、「申込書」などでご確認ください。

引受保険会社

引受保険会社: ソニー生命保険株式会社

住所(本社): 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

電話: 0120-158-821 (カスタマーセンター) ホームページ: www.sonymlife.co.jp/

主契約

商品名 **米ドル建養老保険** (約款コード:A-31)

主なしくみ

特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● この商品は米ドル建の生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。 ● 死亡・所定の高度障害状態を一定期間保障します。 ● 無事に満期をむかえられたときは、満期保険金をお支払いします。 ● 保険金や保険料などが米ドル建となっているため、円換算後の金額は為替相場の影響を受けます。
しくみ図 ※図はイメージです。	<p>このしくみ図は、契約期間・保険料払込期間*の間、死亡・高度障害保険金(米ドル)と解約返戻金(米ドル)が支払われる。満期には満期保険金(米ドル)が支払われる。</p> <p>* 保険期間・保険料払込期間が○歳までとなっている場合には、契約後の被保険者の年齢が、その年齢に達する年単位の契約応当日の前日まで。 ※このしくみ図は米ドル建で表しています。</p>

保険金 ※25ページの「円換算支払特約」の項をあわせてご覧ください。

通貨	米ドル建	保険金を受け取る際には、米ドルか円(米ドル建の保険金額の円換算額)のいずれかをお選びいただけます。
金額	円で受け取る場合は変動(増減)	米ドル建での保険金額は定額ですが、円に換算した保険金額は為替相場の影響により毎日変動(増減)します。 ※ ご契約時の為替レートより円高となった場合、円に換算した保険金額は減少します。

保険料 ※24ページの「円換算払込特約」の項をあわせてご覧ください。

通貨	米ドル建	米ドル建の保険料を円に換算した金額をお支払い込みいただけます。 ※ 保険料を全期前納する場合に限り、米ドルでお支払い込みいただくこともできます。
金額	円で払い込む場合は変動(増減)	米ドル建での保険料は定額ですが、円に換算した保険料は、為替相場の影響によりお支払いのたびに変動(増減)します。 ※ 円安となった場合、円に換算した保険料は増加します。

解約返戻金 ※25ページの「円換算支払特約」の項をあわせてご覧ください。

通貨	米ドル建	解約返戻金を受け取る際には、米ドルか円(米ドル建の解約返戻金額の円換算額)のいずれかをお選びいただけます。
金額	円で受け取る場合は変動(増減)	解約返戻金を円で受け取る場合、為替相場の影響によりその金額は毎日変動(増減)します。 ※ ご契約時の為替レートより円高となった場合、円に換算した解約返戻金額は減少します。

留意事項

- 解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に契約締結後しばらくの間はまったくないかあってもごくわずかです。
- 保険料払込期間中、かつ第10保険年度の保険料がすべて充当される前に解約・減額したときの解約返戻金は、責任準備金から経過年数に応じた解約控除費用を控除した金額となります。
※解約控除費用の金額は、経過年数・被保険者の契約年齢や性別・保険料払込期間・保険料払込方法(回数)等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載することができないことをご了承ください。

この保険のリスク(為替リスク)

損失が生じる可能性	あり	<p>この商品は為替相場の変動により、次の損失が生じるおそれがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● お支払い時に円に換算した保険金額・解約返戻金額等が、ご契約時に円に換算した金額を下まわることがあります。 ● 円に換算した保険金額・解約返戻金額等が、お支払いいただいた保険料の合計金額を下まわることがあります。
-----------	----	---

保障内容 (詳しくは、『ご契約のしおり・約款』をご覧ください)

留意事項

保険金をお支払いできないことや、保険料の払込を免除できないことがあります。

※ 以下の他にもお支払いができない場合があります。詳細につきましては、『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

〈保険金をお支払いできない場合の例〉

● 例1 責任開始日から3年以内*の自殺

● 例2 受取人等の故意による死亡

* この保険が変換後の保険契約の場合、変換前と変換後の保険期間は継続した保険期間とみなします。

〈リビング・ニーズ特約(04)について〉

自動更新が可能な場合を除き、請求日から1年以内に主契約の保険期間が満了する場合は特約保険金を請求することはできません。

お支払いする保険金

被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当されたとき、保険金をお支払いします。

保険金の種類	支払事由	支払額
死亡保険金	死亡したとき	死亡保険金額
高度障害保険金	責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病が原因で所定の高度障害状態になったとき	死亡保険金額と同額
満期保険金	保険期間満了時まで生存していたとき	死亡保険金額と同額

留意事項

いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります(保険金は重複してお支払いしません)。

保険料の払込免除

免除事由	内容
不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。	

高額割引・配当金

高額割引制度	あり	保険金額が所定の金額以上の場合、保険料が割引になります。
配当金	なし	配当金はありません。

諸費用 ※28～29ページの「重要事項説明書(注意喚起情報)」の「諸費用について」の項をあわせてご覧ください。

保険関係費用	あり	保険契約の締結・維持および保障等に必要な費用を、保険料や責任準備金から控除します(保険関係費用は、契約年齢・性別などによって異なるため、一律には記載することができませんのでご了承ください)。
為替手数料	0.01円 (1米ドルあたり)	円で保険料をお払い込みいただく場合や、円で保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合に使用するソニー生命所定の為替レートには、左記の為替手数料が含まれています(2026年7月現在)。 ※ 為替手数料は、将来変更する可能性があります。
各種手数料	発生する 可能性あり	米ドルで保険料をお払い込みいただく場合や、米ドルで保険金・解約返戻金等をお受取りになる場合、ご利用される金融機関により各種手数料が別途必要になることがあります。 ※ 詳しくは、ご利用の金融機関にご確認ください。

※ 上記のほか、5年ごと利差配当付年金支払特約による年金支払期間中にかかる費用があります。

付加されている特約

特約名 円換算払込特約

- 主契約の保険料などを円でお払い込みいただく際の諸条件を定めた特約です。
- この特約は、必ず付加していただきます(特約保険料は発生しません)。

留意事項

- 円換算した保険料は、為替相場の影響によりお払い込みのたびに変動(増減)します。
- 保険料を全期前納する場合には、米ドルで保険料をお払い込みいただくこともできます。

米ドル建の保険料などを円でお払い込みいただく際は、以下の「換算基準日」における「円換算払込特約用為替レート」を用いて円に換算した金額をお払い込みいただけます。

円換算払込特約用為替レート(1米ドルあたり)	TTM*1 + 為替手数料(0.01円)*2
------------------------	------------------------

*1 TTMとはソニー生命が指標とする銀行の対顧客電信相場の仲値をいいます。

*2 為替手数料は将来変更する可能性があります。円換算払込特約用為替レートはソニー生命が指標とする銀行のTTS(対顧客電信売相場)を上まわらない範囲で決定します。

換算基準日	第1回保険料	口座振替で払い込む場合	口座振替日の属する月の1日*3
		その他の場合(責任開始期に関する特約付)	ソニー生命が領収する日の属する月の1日*4
第2回以後の保険料	その他の場合(責任開始期に関する特約なし)	ソニー生命が領収する日	
	口座振替で払い込む場合	口座振替日の属する月の1日*3	
保険料前納金	その他の場合	ソニー生命が領収する日の属する月の1日	
	保険料前納金	ソニー生命が領収する日	
	契約者貸付金・保険料の自動振替貸付金を返済する場合の元金	ソニー生命が領収する日	
	保険料クレジットカード払特約を付加している場合の保険料	決済日の属する月の1日	

*3 口座振替日が金融機関の休業日のため、口座振替日が翌月の第1営業日となる場合は、口座振替日の属する月の前月の1日。

*4 第1回保険料の払込猶予期間中に第1回保険料を領収したときは、「ソニー生命が領収する日」を「第1回保険料の払込猶予期間の初日(1日)」と読み替えます。

※換算基準日がソニー生命の指定する金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日とします。

※円に換算した金額に1円未満の端数が生じた場合は四捨五入します。

特約名 円換算支払特約

- この特約を付加することにより、主契約の保険金・解約返戻金などをお支払いする際、米ドルか円のいずれかをご選択いただけるようになります。
- この特約は必ず付加していただきます。また、この特約のみを解約することはできません。
- この特約の保険料は発生しません。

留意事項 円換算した保険金額・解約返戻金額などは、為替相場の影響により毎日変動(増減)します。

米ドル建の保険金・解約返戻金などを円でお支払いする場合は、以下の「換算基準日」における「円換算支払特約用為替レート」を用いて円に換算した金額をお支払いします。

円換算支払特約用為替レート(1米ドルあたり)	TTM*1 - 為替手数料(0.01円)*2
------------------------	------------------------

*1 TTMとはソニー生命が指標とする銀行の対顧客電信相場の仲値をいいます。

*2 為替手数料は将来変更する可能性があります。円換算支払特約用為替レートはソニー生命が指標とする銀行のTTB(対顧客電信買相場)を下まわらない範囲で決定します。

換算基準日	死亡・高度障害保険金	必要な書類がソニー生命に到着した日
	満期保険金	満了日の前営業日 または必要な書類がソニー生命に到着した日のいずれか遅い日
	解約返戻金	必要な書類がソニー生命に到着した日
	契約者貸付の際の貸付金	必要な書類がソニー生命の本社に到着した日

※換算基準日がソニー生命の指定する金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日とします。

※円に換算した金額に1円未満の端数が生じた場合は四捨五入します。

付加できる特約

次の特約を付加することができます。

※以下に記載した特約を付加されても特約保険料は発生しません。

※以下では、特約の概要をご説明しています。詳細につきましては『ご契約のしおり・約款』をご覧ください。

リビング・ニーズ特約(04) (約款コード:B-15)	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加した場合、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときには、主契約の死亡保険金額の一部または全部にかえて特約保険金をご請求いただけます(特約保険金のお支払いは1回のみ)。 ●特約保険金のご請求額は主契約の死亡保険金額の範囲内で、かつ被保険者お一人について3,000万円*が限度(ソニー生命の他の保険契約と合算します)となります。 *米ドル建の保険金額を、1米ドル=100円として円に換算した金額で判断します(2026年7月現在/将来変更する可能性があります)。 ●特約保険金のお支払い額は、ご請求金額(指定保険金額)から指定保険金額に対応する6か月分相当の利息と保険料相当額を差し引いた金額となります。 ●主契約の死亡保険金額の全額を特約保険金としてご請求された場合、ご契約は消滅します。 ●主契約の死亡保険金額の一部を特約保険金としてご請求された場合、請求された金額分だけ死亡保険金額が減額されます。 ●保険契約者や被保険者の故意により保険金の支払事由に該当されたときなど、特約保険金をお支払いできないことがあります。 ●主契約の保険期間が、特約保険金の請求日から1年以内に満期を迎える場合は、特約保険金をお支払いすることはできません。
5年ごと利差配当付 年金支払特約	<ul style="list-style-type: none"> ●この特約を付加することにより、主契約の死亡保険金・高度障害保険金・満期保険金・解約返戻金相当額を、一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ※年金額が所定の金額を下まわる場合は、年金で受け取ることができません。

引受条件 (2026年7月現在)

保険金	最高保険金額	1,000万米ドル未満、かつ円換算後の金額が7億円以下*1 *1 円に換算する際は、申込日の属する月の前月末営業日におけるソニー生命が指標とする銀行のTTM(対顧客電信相場の仲値)を使用します。 ※同一の被保険者が、すでにソニー生命の商品にご加入済の場合など、上記金額までご加入いただけないことがあります。 ※被保険者のご契約年齢・ご職業などにより保険金額を制限させていただくことがあります。		
	最低保険金額	20,000米ドル		
	保険金額の単位	1,000米ドル		
保険期間・保険料払込期間と 契約年齢範囲	※契約年齢は、契約日時時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年契約当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。	保険期間	保険料払込期間	ご契約年齢(男女共通)
		10年満期	10年	0歳~75歳
		15年満期	10年・15年	0歳~70歳
		16年満期	10年・16年	0歳~69歳
		17年満期	10年・17年	0歳~68歳
		18年満期	10年・18年	0歳~67歳
		19年満期	10年・19年	0歳~66歳
		20年満期	10年・20年	0歳~65歳
		25年満期	10年・25年	0歳~60歳
		30年満期	10年・30年	0歳~55歳
		60歳満期	60歳まで	15歳~50歳
		65歳満期	65歳まで	15歳~55歳
		70歳満期	70歳まで	15歳~60歳
77歳満期	77歳まで	15歳~67歳		
88歳満期	88歳まで	15歳~78歳		
保険料	最低保険料	50米ドル		
	払込方法(回数)	年払・半年払・月払のいずれかを選択可能		
	払込方法(経路)	<第1回保険料> ●口座振替*2・クレジットカード払・振込のいずれかを選択可能*3 <第2回以後の保険料> ●口座振替・クレジットカード払		
責任開始期	責任開始期につきましては、『重要事項説明書(注意喚起情報)』の「責任開始期」の項(30ページ)をご覧ください。			
契約日	年払・半年払の場合	責任開始期と同日		
	月払の場合	責任開始期の属する月の翌月1日 ※所定の要件を満たした場合、責任開始期と同日に変更することができます。		

*2 第1回保険料を口座振替でお払い込みいただく場合は、責任開始期に関する特約を付加していただきます。

*3 第1回保険料とともに保険料前納金をお払い込みいただく場合は、振込のみの取扱となります。

留意事項

保険金額、保険料払込期間、保険料払込方法(回数・経路)、保険料、被保険者の性別・生年月日・契約年齢など、ご契約の具体的な内容につきましては、ご契約の際に申込書にてご確認ください。

重要事項説明書(注意喚起情報)

契約締結前交付書面*

*「契約締結前交付書面」は、「重要事項説明書(契約概要)」と「重要事項説明書(注意喚起情報)」で構成しています。

- 「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、保険契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「重要事項説明書(契約概要)」も必ずあわせてご確認ください。支払事由および制限事項の詳細など契約内容に関する事項等は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

〈「ご契約のしおり・約款」について〉

ソニー生命では、紙の原材料使用量の削減による環境保全推進の観点から、「ご契約のしおり・約款」は、原則的にソニー生命ホームページ上に掲載しているWeb版(Web約款)を閲覧いただくこととしています。ただし、ご希望の場合は冊子を請求いただくことも可能です。「Web約款」の詳細、閲覧方法等については、P.39~40をご確認ください。

※ お客さまにとって特に不利益となる事項につきましては、**赤字・黒線**で記載しています。

※ 申込書類の各欄には保険契約者・被保険者ご自身で記入(入力)し、十分ご確認の上、署名をお願いいたします。該当する方以外の記入(入力)、署名はお取り扱いできません。

※ 本帳票は大切に保管してください。

米ドル建保険に関する重要事項

! 米ドル建保険は生命保険です。預金とは異なり、**元本割れすることがあります。**

1 為替リスクについて

この保険は米ドル建のため、為替リスクがあります。

ご契約のしおり： P.80~86、92

- この保険は、為替相場の変動により、お受け取りになる保険金や解約返戻金等の円換算金額が変動(増減)するため、**ご契約時における保険金や解約返戻金等の円換算金額ならびに円での払込保険料の合計額を下まわる場合があります、損失が生じるおそれ(為替リスク)があります。**
- この保険にかかる**為替リスクは、保険契約者および受取人に帰属します。**

2 諸費用について

所定の費用がかかります。

ご契約のしおり： P.87、93

保険関係費用

- 保険契約の締結・維持および保障などに必要な費用を保険料や責任準備金から控除します。
- これらの費用は被保険者の性別・契約年齢などにより異なるため、費用の合計額またはその上限額を表示することはできませんのでご了承ください。

5年ごと利差配当付年金支払特約による年金支払期間中にかかる費用

- 5年ごと利差配当付年金支払特約による年金支払期間中は、年金の支払・管理に要する費用として、支払年金額に0.25%*を乗じた額を年単位の契約応当日に責任準備金から控除します。

*上記の控除率は2026年7月現在の実績です。年金基金の設定時における基礎率を適用するため、将来変更する可能性があります。

保険契約に関する重要事項

米ドルの取扱にかかる費用

- ご契約時に円換算払込特約を付加していただきます。保険料はソニー生命所定の為替レートにより米ドルを円に換算してお払い込みいただきます。ただし、全期前納または一時払の場合、米ドルで払い込むこともできます。また、円換算支払特約を付加することで、保険金・解約返戻金等のお受け取りを米ドルまたは円から選択することができます。

円で保険料をお払い込みいただく場合や円で保険金、解約返戻金等をお受け取りになる場合

- 上記の場合に使用するソニー生命所定の為替レートには、各々、為替手数料(0.01円/1米ドル)*が含まれます。

*為替手数料は、2026年7月現在の金額であり、将来変更する可能性があります。

米ドルで保険料をお払い込みいただく場合や米ドルで保険金、解約返戻金等をお受け取りになる場合

- ご利用される金融機関により、各種手数料が別途必要になる場合があります。各種手数料の金額やお支払い等について詳しくは、ご利用の金融機関にご確認ください。

責任開始期

1

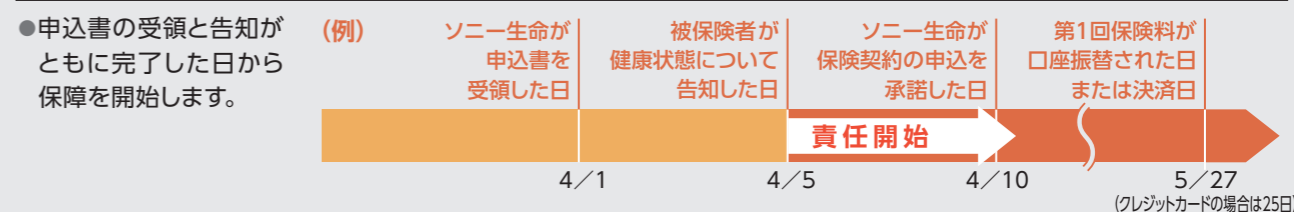
所定の手続が終了したときから、保障が開始します。

ご契約のしおり： P.22、23、21、32、18

- 保険契約は、保険契約者からのお申し込みに対してソニー生命が承諾したときに、有効に成立します。承諾した場合、保障は以下の時期から開始します(責任開始期)。

第1回保険料は、保険契約者が指定した金融機関からの口座振替・クレジットカード(責任開始期に関する特約を付加した場合)、ペイジー払込またはソニー生命名義の指定口座へのお振り込みにてお払い込みいただきます。

第1回保険料を口座振替またはクレジットカードでお払い込みいただく場合(責任開始期に関する特約を付加した場合)



- 責任開始期の属する月の翌々月末日までに第1回保険料をお払い込みいただかなかった場合、**保険契約は責任開始期にさかのぼって無効となります。**

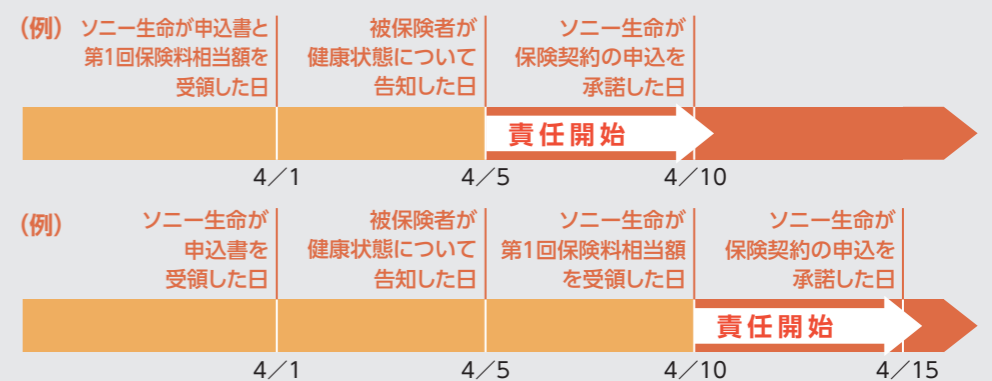


右記に該当する場合、「責任開始期に関する特約」は付加できません。

- 第1回保険料とともに第2回以後の保険料を前納する場合
- 保険料の払込方法(回数)が一時払の場合
- 第2回以後の保険料の払込方法(経路)が口座振替およびクレジットカード払以外の場合
- 保険契約に質権を設定している場合

その他の場合

- 告知と第1回保険料相当額のお払い込みがともに完了した日から保障を開始します。



- お申し込みされたご契約に特別な条件があった場合、ソニー生命が提示した条件をご承諾していただいたとき、責任開始期にさかのぼって保障が開始されます。

- 「特別保険料徴収法」または「保険料割増法」が適用された場合は、特別保険料等のお払い込みも必要となります。

責任開始期に関する特約を付加した場合	第1回保険料と合わせて口座振替またはクレジットカードによりお払い込みいただきます。
その他の場合	ペイジー払込またはソニー生命名義の指定口座へのお振り込みにてお払い込みいただきます。

生命保険募集人の権限について

- 生命保険募集人(以下「担当者」といいます)は、保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

その他

- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。
- 保険契約者、被保険者または保険金・給付金等受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、または関係を有していると認められるときには、保険契約のお申し込みはできません。また、保険契約締結後に上記の実態が認められるときには、保険契約を解除します。
- **ソニー生命の団体扱・特別団体扱・集団扱保険料は、一部の保険種類を除き、個別扱保険料より割高になりますので、ご注意ください。**

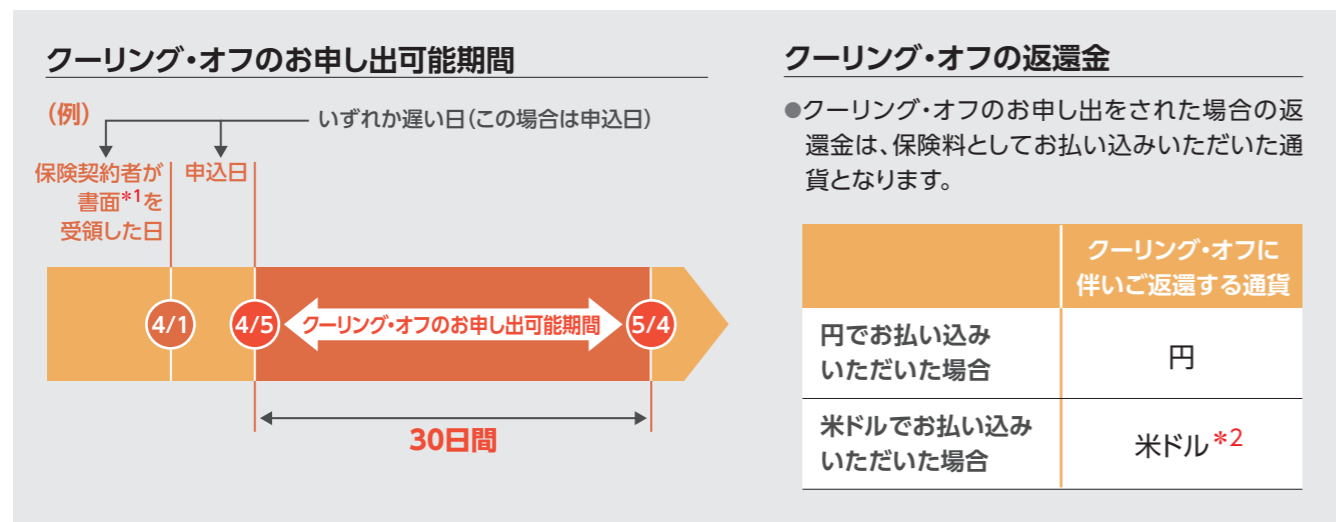
2

クーリング・オフ制度

申込の撤回等を行うことができます。

ご契約のしおり： P.17

- 保険契約者が申込の撤回等に関する事項を記載した書面もしくは電磁的記録を受領した日、または申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて30日以内であれば、書面もしくは電磁的記録により申込の撤回または保険契約の解除ができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。



*1 申込の撤回等に関する事項を記載した書面(電磁的記録を含みます)。

*2 米ドルでお払い込みいただいた金額と同額を返還いたします。ただし、米ドルでのご返還となるため、当初の資金が円の場合(銀行等で米ドルに両替した場合)、以下により、返還金が円ベースでは**元本割れすることがあります**。

- 円から米ドルへの両替にかかる金融機関所定の手数料
- 米ドルから円への両替にかかる金融機関所定の手数料
- 送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
- 為替差損(益)



右記の場合、クーリング・オフはできません。

- ソニー生命が指定する医師による診査を受けたとき
- 債務履行の担保のための保険契約のとき
- 既契約の内容変更(特約の中途付加等)のとき

- 新たな保険契約の成立を条件に、現在の保険契約の解約等の効力を発生させる取扱いを行った後、または保険契約の変換後にクーリング・オフした場合、通常の解約手続を行った保険契約と同様に、**解約等となった現在の保険契約、または変換前の保険契約の被変換部分を元の状態に戻すことはできません。**

クーリング・オフのお申し出方法

書面による場合

- 書面を前述の期間内(30日以内の消印有効)に担当者かソニー生命本社宛にご郵送ください。
- 専用の書類がごございますが、便箋などをご使用になる場合は、お申し込みの撤回等の意思を明記し、被保険者氏名、お申し込みの保険種類、日付をご記入のうえ、保険契約者が署名*3してください(保険契約者が法人の場合は、お申し込みのときと同一のご印章[ご印鑑]もご捺印ください)。

*3 保険契約者が未成年の場合は上記に加え、親権者または後見人の署名が必要です。

電磁的記録による場合

- 電磁的記録による申込の撤回等の申出の窓口として、ソニー生命ホームページ(www.sonymylife.co.jp/)上に専用フォームを設けております。前述の期間内にご入力の上、送信してください。

* 保険契約者が法人の場合、改めて書面の記入およびご印章[ご印鑑]の捺印が必要となりますのでご注意ください。

3

告知義務(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

正しく告知していただかないと、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

ご契約のしおり： P.20~21

告知義務について

- 保険契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務があります。
 - 担当者には告知受領権*がなく、担当者に口頭でお話しされても告知したことにはなりませんので、必ず告知書(ソニー生命所定の端末を使用する方法を含みます)に記入してください。
- * 告知受領権は生命保険会社(ソニー生命所定の「告知書」)および生命保険会社が指定した医師が有しています。

申込内容、請求内容などについての確認

- 保険契約のお申し込み後、または保険金・給付金等や保険料払込免除のご請求の際、ソニー生命の社員またはソニー生命が委託した確認担当者が、申込内容または請求内容などについて、訪問または電話にて確認させていただく場合があります。

過去に傷病歴などがある方、正しく告知していただけない場合の取扱いについて

- ソニー生命では、傷病歴などがある場合でも、保険契約をお引き受けすることがあります。なお、特別な条件をつけてお引き受けすることや**お引き受けできないこともあります**。
- 告知の内容が事実と異なる場合、**保険契約を解除・取消することがあります**。



告知の前に必ず「告知と個人情報の取扱いについて」をご確認ください。

4

保険金・給付金等が支払われない場合

保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

ご契約のしおり： P.172~186

次のような場合には、保険金・給付金等のお支払いができません。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故等を原因とする場合
 - * 普通保険約款・特約条項に特に定めがあるときは、責任開始期前の疾病や不慮の事故等を原因とする場合であってもお支払いの対象となる場合があります。
 - 告知義務違反により保険契約等が解除された場合
 - 重大事由により保険契約等が解除された場合
- (例) ● 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき
● 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき など
- 保険料のお払い込みがなく、保険契約等が失効している間に保険金・給付金等の支払事由や保険料の払込免除事由が発生した場合
 - * 失効取消期間中に保険金・給付金等の支払事由や保険料の払込免除事由が生じた場合、保険金・給付金等のお支払いや保険料の払込免除ができることがあります。
 - 詐欺により保険契約等が取消となった場合
 - 保険金・給付金等の不法取得目的により保険契約等が無効となった場合
 - 保険金・給付金等の免責事由に該当した場合

(例)

- 責任開始日から3年以内*における自殺
- 受取人等の故意または重大な過失による死亡 など

* 保険契約を変換した場合、変換前の保険期間と変換後の保険期間を継続した保険期間とみなします。

5

保険料の払込猶予期間と保険契約の失効、無選択失効取消

保険料を払込猶予期間内にお払い込みいただかない場合、保険契約は失効することがあります。

ただし、失効後の一定期間(失効取消期間)中であれば、失効を取り消すことができます。

ご契約のしおり： P.160～161

保険料の払込猶予期間と保険契約の失効

- 保険料は払込期月内にお払い込みください。
- 払込期月内にお払い込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間*1を設けていますが、**払込猶予期間内にお払い込みがないと、保険契約は失効します。**

*1 保険契約が有効のまま、保険料のお払い込みが猶予される期間のこと。



保険料の自動振替貸付が可能な場合には、あらかじめお申し出がない限り、自動的に保険料を立て替えて、保険契約を有効に継続させます。この場合、**所定の利率で利息がかかります(複利計算)。**

無選択失効取消

- 保険料のお払い込みを失念し、保険契約が失効した場合、失効取消期間中であれば、告知または診査を必要とせず、延滞保険料とソニー生命所定の利息をお払い込みいただくことで、失効日にさかのぼって失効を取り消すことができます*2。

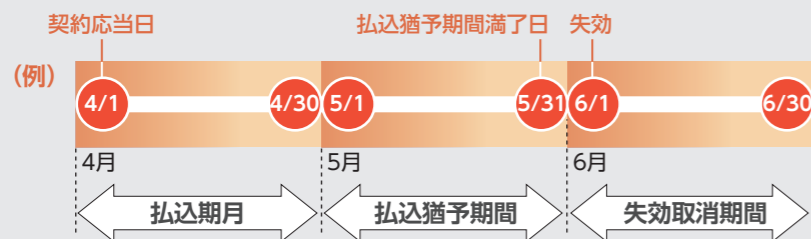
*2 「責任開始期に関する特約」が付加されている契約で、責任開始期の属する月の翌々月末日までに第1回保険料をお払い込みいただかなかった場合等については、無選択失効取消の対象とはなりません。

保険料の払込方法別の払込猶予期間と失効取消期間

- 払込猶予期間と失効取消期間は、保険料の払込方法によって次のとおりとなります。

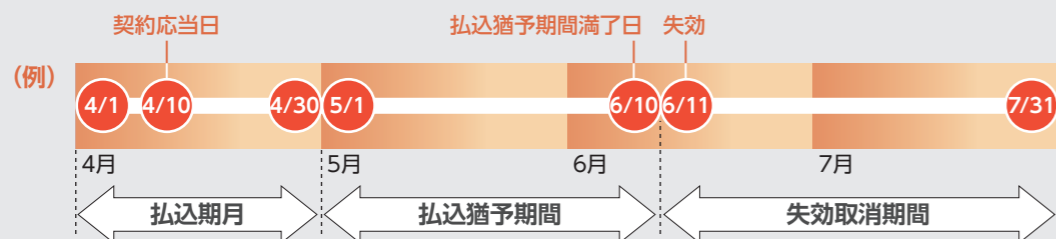
保険料の払込方法が月払の場合

- 払込猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までとなります。
- 失効取消期間は、払込猶予期間満了日の翌日から払込猶予期間満了日の属する月の翌月末日までとなります。



保険料の払込方法が年払・半年払の場合

- 払込猶予期間は、払込期月の翌月初日から、翌々月の月単位の契約応当日*3までとなります。
- 失効取消期間は、払込猶予期間満了日の翌日から払込猶予期間満了日の属する月の翌月末日までとなります。



*3 払込期月の契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合は、それぞれ4月・8月・1月の各末日までとなります。

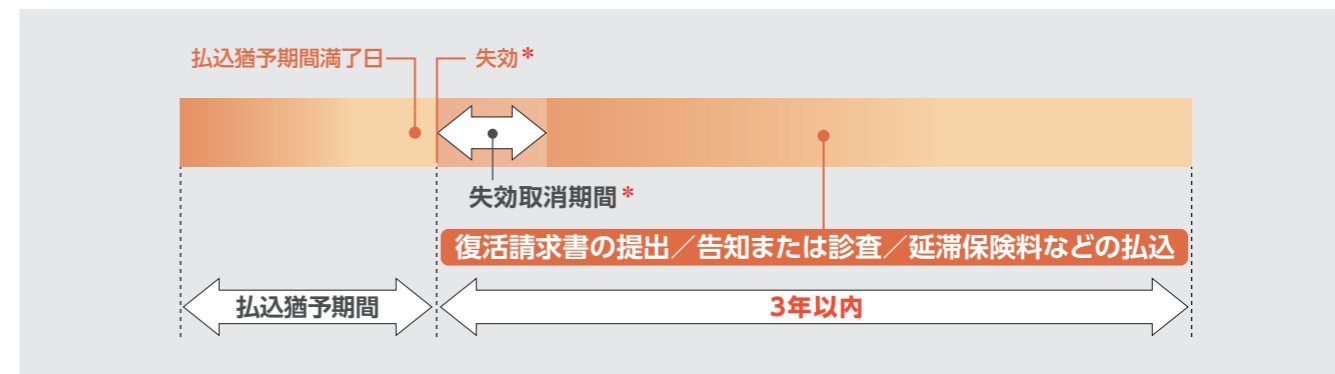
6

保険契約の復活

失効した場合でも所定の期間内であれば復活の請求ができます。

ご契約のしおり： P.162

- 保険契約が失効*した場合でも、失効日からその日を含めて3年以内であれば、保険契約の復活を請求することができます。ただし、**健康状態等によっては、復活できないことがあります。**



* 失効後の一定期間(失効取消期間)中であれば、告知または診査を必要とせず、失効を取り消すことができます。詳細は、P.33をご確認ください。

7

保険金・給付金等のお支払いに関する手続

保険金・給付金等のご請求は、すみやかにご連絡ください。

ご契約のしおり： P.170～171

- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合や、支払可能性があると思われる場合、また不明な点が生じた場合等は、すみやかに担当者またはソニー生命のカスタマーセンターまでご連絡ください。
- 保険金・給付金等の支払事由、ご請求手続、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については「ご契約のしおり・約款」、「保険金・給付金等お支払いガイドブック」、ソニー生命ホームページ(www.sonymlife.co.jp/)に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金等の支払事由が生じた場合、契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、不明な点が生じた場合等はおご連絡ください。
- 保険金・給付金等は、請求に必要な書類がソニー生命に到着した日の翌日から起算して5営業日以内にお支払いします。ただし、書類だけでは確認ができない場合には45日以内、特別な照会や調査が必要な場合には、180日以内にお支払いし、受取人にその旨を通知します。



ソニー生命からの重要なお案内ができないおそれがありますので、保険契約者の住所等を変更した場合は、必ずご連絡ください。

保険契約者代理請求人が 保険契約に関する手続を行うことができます。 指定代理請求人が保険金・給付金等を請求できます。

ご契約のしおり： P.206～207、188～189

保険契約者代理請求人制度について

- 保険契約者が手続^{*1}を行うことができない特別な事情がある場合、あらかじめ指定した保険契約者代理請求人が手続を行うことができます。
- 保険契約者代理請求人を指定している場合、保険契約者代理請求人へ保険契約者代理請求人制度についてあらかじめお伝えください。

^{*1} 保険契約者の変更や保険金・給付金等の受取人の変更など、**対象外となる手続があります。**

指定代理請求人制度について

- 受取人が保険金・給付金等^{*2}を請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定した指定代理請求人が請求することができます。
- 指定代理請求人を指定している場合、指定代理請求人へ支払事由および代理請求できる旨をあらかじめお伝えください。

^{*2} 受取人が被保険者である場合等の条件があります。

解約返戻金の金額は保険種類や経過年数等によって異なります。

ご契約のしおり： P.200～205

- 解約返戻金の金額は保険種類・契約年齢・保険期間・保険料払込期間および経過年数等によって異なります。場合によっては、まったくないこともあります。詳細については、担当者が提示する「ご提案設計書」でご確認ください。
- 保険料は預貯金と異なり、一部は保険金のお支払いや保険契約を締結・維持するために必要な経費に充てられます。したがって、**解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
- 保険料払込年月数が10年未満で解約・減額されたときの解約返戻金額は、解約日・減額日の責任準備金から所定の金額(解約控除費用)を控除した金額となります。ただし、保険料の払込期間が終了している場合または保険料の払込方法が一時払の場合、解約控除費用は発生しません。なお、解約控除費用は、保険種類、保険料払込期間、経過年数等により異なるため、具体的な金額を表示することはできません。
- 払込方法が年払、半年払で未経過保険料がある場合には、保険契約者に払い戻します。

保険金・給付金等の金額が、払込保険料の合計額よりも 少なくなることがあります。

ご契約のしおり： P.18

- **保険金・給付金等の金額が、**保険種類・契約年齢・保険期間・保険料払込期間および経過年数等によっては、**払込保険料の合計額を下まわることがあります**ので、ご注意ください。特に契約年齢が上がると、この傾向が強くなります。詳細については、担当者が提示する「ご提案設計書」でご確認ください。

保険契約に関する税金についての説明です。

ご契約のしおり： P.194～199

生命保険料控除について

- お払い込みいただいた保険料は「生命保険料控除」の対象となり、一定の金額の所得控除を受けることができます。
※ 保険料の払込方法が一時払の場合、お払い込みいただいた当該年のみ保険料控除の対象となります。
ただし、契約日がお払い込みいただいた年の翌年となる場合は、契約日の属する年の控除の対象となります。

保険金等および解約返戻金の税法上の取扱

- 死亡を事由としてお支払いする死亡保険金のお受け取り時の課税について、保険契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係により、相続税、所得税(一時所得・雑所得)^{*1}、贈与税のいずれかの課税対象となります。
- 生存を事由としてお支払いする満期保険金のお受け取り時の課税について、保険契約者(保険料負担者)と受取人の関係により、所得税(一時所得・雑所得)^{*1}、贈与税の課税対象となります。
- 疾病や傷害などを事由としてお支払いする特定疾病保険金・入院給付金等について、受取人が被保険者本人であるとき、税金はかかりません(非課税)^{*2}。
- 保険契約を解約し、解約返戻金を受け取ったときは、所得税(一時所得)^{*1}の課税対象となります^{*3}。ただし、保険契約者と保険料負担者が異なる場合は、贈与税の課税対象となります。
※ 所定の保険契約を契約日から5年以内に解約した場合、源泉分離課税の対象となります。

^{*1} 所得税の課税対象となる場合、住民税についても課税対象となります。

^{*2} 受取人が被保険者の配偶者・直系血族または生計を一にするその他親族であるときも、税金はかかりません(非課税)。

^{*3} 既払込保険料合計額との差益が課税対象額となります。

上記の税務は、2026年3月現在の内容を記載していますが、将来、変更されることがあります。
なお、個別の取扱については、所轄の税務署にご確認ください。



**米ドル建保険および指定通貨建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)[米ドル建]に関する、
保険契約者が法人の場合の税金については、「ご契約のしおり」P.198～199でご確認ください。**

現在ご契約の保険契約を解約・減額等すると 不利益になることがあります。

ご契約のしおり： P.18

現在の保険契約の解約・減額について

- **解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。**
保険種類によっては契約後短時間で解約したときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- **配当の請求権を失うことがあります。**

新たな保険契約の締結について

- 新たな保険契約の締結にあたっては告知義務があります。そのため、特別な条件をつけてお引き受けすることやお引き受けできないことがあります。
- 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 新たな保険契約の締結に際して詐欺の行為があった場合、詐欺による取消の規定が適用されます。
- 責任開始日から3年以内(保険契約を変換した場合、変換前の保険期間と変換後の保険期間を継続した保険期間とみなします)の自殺の場合や責任開始期前の発病の場合には、**保険金・給付金等が支払われないことがあります。**
- 既契約の契約者貸付金を新契約の保険料に充当することを前提とする等、保険契約者の経済合理性を欠く可能性のあるお取り扱いはありません。

生命保険会社が経営破綻した場合等

生命保険会社の業務もしくは財産の状況の変化、または経営破綻により保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

ご契約のしおり： P.28～29

- ソニー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。ソニー生命が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも **ご契約時の保険金額・給付金額・年金額等は削減されることがあります。**

生命保険契約者保護機構 **TEL 03-3286-2820** 9:00～12:00、13:00～17:00
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
ホームページアドレス **www.seihohogo.jp/**

相談・苦情窓口について

相談・照会・苦情がある場合には
ご連絡ください。

ご契約のしおり： P.32

- 生命保険のご契約や手続に関する相談・照会・苦情については、ソニー生命カスタマーセンターへご連絡ください。

ソニー生命カスタマーセンター **0120-158-821** 9:00～17:30
(日曜日、ゴールデンウィーク、年末年始を除く)

- 生命保険商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
- 生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

一般社団法人生命保険協会ホームページ **www.seiho.or.jp/**

個人情報の取扱(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

個人情報の取扱についての説明です。

ご契約のしおり： P.24～26

個人情報の利用目的

ソニー生命は、保険契約に関するお客さまの個人情報を次の目的のために必要な範囲で取得・利用します。なお、保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店・契約確認会社・嘱託医を含む)に提供することがあります。

- ▶ 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ▶ ソニー生命、その関連会社・提携会社の各種商品やサービスのご案内・提供・維持管理
- ▶ ソニー生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ▶ その他保険に関連・付随する業務

再保険

ソニー生命は、保険契約に関するお客さまの個人情報を、再保険の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険会社等に提供することがあります。再保険会社が外国に存在する場合の個人情報保護制度に関する情報につきましては、ソニー生命ホームページ(www.sonymlife.co.jp/policy/information/#crossborder)をご確認ください。

機微(センシティブ)情報*の取扱

ソニー生命は、事業の適切な業務運営を確保するために、お客さまの同意に基づき業務遂行上必要な範囲で、お客さまの健康状態・身体の障がい状態、過去の傷病歴などの機微(センシティブ)情報*を取得・利用します。

*保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

グループ会社における共同利用

※「グループ会社」とは、ソニーフィナンシャルグループ株式会社ならびにその連結対象会社および持分法適用会社のうち、個人情報保護法第23条第5項第3号に基づく对外告知を実施済みの会社を指します。

ソニー生命は、次の目的のために、グループ会社間でお客さまの個人データの共同利用を行います。

詳細については、ソニー生命プライバシーポリシー(www.sonymlife.co.jp/policy/)をご参照ください。

- ▶ グループ会社が提供する各種金融商品やサービスの企画・開発のため
- ▶ グループ会社の企業情報、各種金融商品やサービスその他の関連情報についてのご提案、ご案内、ご提供またはそれらへのご意見やお問い合わせへの対応のため
- ▶ その他、上記に付随する業務およびグループ会社の業務運営を円滑に履行するため

契約内容登録制度・契約内容照会制度

ソニー生命は、一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます)、協会加盟の各生命保険会社等(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、保険契約等のお引き受けの判断または保険金もしくは給付金等(以下「保険金等」といいます)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報を協会に登録しております。登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。

支払査定時照会制度

健全な生命保険制度の維持・発展およびお支払い等の判断の参考とすることを目的に、ソニー生命は、協会、各生命保険会社等から保険契約等に関する情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等へ情報を提供することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、ソニー生命ホームページ(www.sonymlife.co.jp/policy/information/registration/)をご確認ください。
※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、ソニー生命ホームページ(www.sonymlife.co.jp/policy/information/introduction/)をご確認ください。

ご契約の際には、必ず「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」について

- 「ご契約のしおり・約款」は、Web版・冊子版の2種類をご用意しております。紙の原材料使用量の削減による環境保全推進の観点から、原則的にはWeb版をご利用いただくこととしておりますが、冊子版を請求していただくことも可能です。
- Web版については、インターネットを利用してソニー生命ホームページ上の「Web約款」をご覧ください。冊子版を希望される場合には、保険契約のお申し込み手続きの中で希望有無を確認させていただきます。
 - 「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や、諸手続・税金などについてわかりやすく説明したものです。
 - 「約款」は、ご契約内容について定めたものです。契約の内容が、保険契約者とソニー生命の取り決めとなります。

「Web約款」について

- ソニー生命ホームページ上でいつでも、パソコン・タブレット・スマートフォンで閲覧できます。
- 冊子版のように保管は不要です。紛失の心配もありません。
- 文字を拡大して閲覧できます。
- 検索機能を使用し、調べたいことをすぐにみつけることができます。

ご留意いただきたい事項

「Web約款」は保存・印刷することができますが、**お客様のインターネットの接続状況や使用する端末によっては、保存や印刷に時間がかかることがあります。**

「Web約款」の閲覧方法については、次ページをご覧ください。

Web版ご契約のしおり・約款のご案内

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項を記載したもので、ソニー生命ホームページにて閲覧ができます。

Webで検索して閲覧する方法

手順① A Bいずれかの方法でソニー生命ホームページのWeb約款(ご契約のしおり・約款)へアクセスしてください。

A 二次元コードでアクセス



スマートフォン等で二次元コードを読み取って、手順②の画面に進んでください。

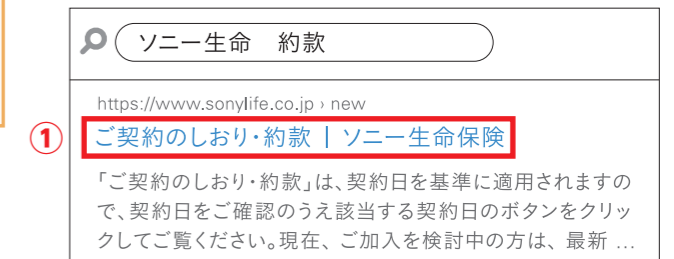
〈サイトURL〉
https://www.sonymlife.co.jp/contractor/policy/new/

B 検索サイトからアクセス

ソニー生命 約款 検索

下記①を選択して手順②の画面に進んでください。

※URLにwww.sonymlife.co.jp/が含まれていることを必ずご確認ください。



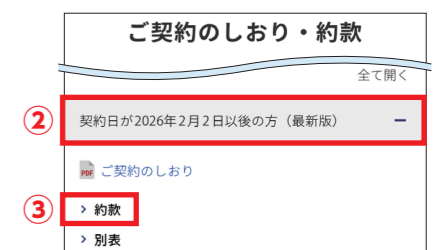
※検索サイトのイメージ

手順②

ご契約の「契約日」、「約款」の順に選択してください。

保険証券等に記載されたご契約日より「該当する契約日」(②)を選択すると、閲覧可能なメニューが表示されますので、「約款」(③)を選択してください。

※「改定のご案内」等が掲載されている場合は、そちらも必ずご確認ください。



手順③

該当の「約款コード」を選択してください。

「約款コード」より、下記に記載の「約款コード」(④)を選択してください。

※「商品名」「分野」でも検索していただけます。

約款コード A-31:米ドル建養老保険



※ホームページ画面のデザインやボタンの場所等は変更になることがあります。

Web版の閲覧に追加して冊子版をご希望される場合

冊子版「ご契約のしおり・約款」の後送をご希望される場合は、保険契約のお申し込み手続きの中で希望有無を確認させていただきます。

電子でお申し込みの場合は、お申し込み手続き中の「約款交付に関して画面」で確認させていただきます。

申込書(紙)でお申し込みの場合は、お申し込み手続きの際に募集担当者にお申し出ください。

ご希望の方には保険契約成立後に冊子版「ご契約のしおり・約款」を送付させていただきます。

なお、Web版の閲覧を希望せずに冊子版のみをご希望の場合は、保険契約をお申し込みいただく際に募集担当者にお申し出ください。

【生命保険募集人について】

- 担当者(生命保険募集人)はお客さまとソニー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してソニー生命が承諾したときに有効に成立します。また、担当者(生命保険募集人)の身分・権限につきまして確認をご要望の場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

《カスタマーセンター》 0120-158-821 9:00~17:30 ※日曜日、ゴールデンウィーク、年末年始を除く

- 担当者が現金・小切手をお預かりすることは一切ありません。
- この保険は、外貨建保険販売資格を持った担当者がお取り扱いします。

【通信料などについて】

- インターネット接続に必要な通信料などはお客さまのご負担となります。

【引受保険会社】



本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ www.sonymylife.co.jp/

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

SL25-7250-0023

【募集代理店】



[住友生命保険相互会社]
本 社 〒540-8512 大阪市中央区城見 1-4-35
東京本社 〒104-8430 東京都中央区八重洲 2-2-1
〈ホームページ〉 <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索

お届けしたのは…